

(案)

提言

来るべき博物館法改正とその後の展望



令和2年（2020年）〇月〇〇日

日 本 学 術 会 議

史学委員会

博物館・美術館等の組織運営に関する分科会

この提言は、日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会

委員長	小佐野 重利	(第一部会員)	東京大学名誉教授、同大特任教授
副委員長	芳賀 満	(連携会員)	東北大学高度教養教育・学生支援機構教授
幹事	秋山 聡	(連携会員)	東京大学大学院人文社会系研究科教授
幹事	木俣 元一	(連携会員)	名古屋大学大学院人文学研究科教授
	泉 武夫	(連携会員)	東北大学名誉教授
	井上 洋一	(連携会員)	東京国立博物館副館長
	井手 誠之輔	(連携会員)	九州大学大学院人文科学研究院教授
	稲村 哲也	(連携会員)	放送大学特任教授
	小津 稚加子	(連携会員)	九州大学大学院経済学研究院准教授
	菊地 芳朗	(連携会員)	福島大学行政政策学類教授
	小池 寿子	(連携会員)	國學院大学文学部教授
	佐藤 宏之	(連携会員)	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	松田 陽	(連携会員)	東京大学大学院人文社会系研究科准教授
	真鍋 真	(連携会員)	国立科学博物館標本資料センターセンター長
	三浦 篤	(連携会員)	東京大学大学院総合文化研究科教授
	中瀬 勲	(特任連携会員)	兵庫県立人と自然の博物館館長

提言及び参考資料の作成に当たり、以下の方々に御協力いただいた。

小泉 順也	一橋大学大学院言語社会研究科准教授
半田 昌之	公益財団法人日本博物館協会専務理事
栗原 祐司	京都国立博物館副館長
鷹野 光行	東北歴史博物館館長
(ただし肩書は分科会出席当時、又は公開シンポジウム当時のままである)	

本提言の作成にあたり、以下の職員が事務を担当した。

事務局	高橋 雅之	参事官(審議第一担当)
	酒井 謙治	参事官(審議第一担当)付参事官補佐
	牧野 敬子	参事官(審議第一担当)付審議専門職

要 旨

1 作成の背景

昭和 27（1952）年施行の博物館法に規定される登録博物館制度や学芸員資格等の運用の実状及び同法に内在する構造的な不備等はかねてから認識されていたにもかかわらず、平成 20（2008）年の博物館法改正においても登録博物館制度や学芸員資格の在り方等については抜本的な改正には至らず、課題が残された。そうした中で、本分科会は、平成 29（2017）年 7 月に（提言）「21 世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」を発出し、次の 2 点について提言するとともに、そのフォローアップに努めてきた。

- (1) 博物館法の改正による新たな登録制度への一本化
- (2) 博物館の水準を向上させる新登録制度設計と研究機能の充実

2 現状及び問題点

提言の発出以後に、諸法律の改正や省庁の組織改編が行なわれている。平成 30（2018）年の文化財保護法の改正は、文化財の保存と活用の在り方を再整理し、これを受けて文化財活用センターが発足した。また、平成 30（2018）年から文部科学省と文化庁の組織改編が行なわれ、博物館及び芸術教育関連業務が文化庁に移管され、同庁内で文化財保護法と博物館法の整合性を図り、文化芸術基本法のもとで両法の一元化の実現に向けて議論ができる素地が生まれた。海外では文化財保護法を柱として博物館に関する規定をそれに盛り込み、一元化した法律を制定している国がある。将来的に文化財保護法と博物館法を一体化した新法律の制定が望ましい。他方、「地方独立行政法人施行令」の改訂（平成 25（2013）年）により公立博物館の地方独立行政法人化が加速されることが予想される。こうした現状を考慮し、博物館の基本的な在り方を規定する博物館法の改正を進め、多様化が進む博物館の現状との乖離を解消することが望まれる。また、大学が設置する学芸員養成課程により支えられている現在の学芸員資格制度は、資格保有者だけを増加させている。さらに、公立博物館・美術館における人事・予算・運営の窮迫は顕著であり、改善の必要がある。

3 来るべき博物館法改正とその後の展望

(1) 登録博物館制度から認証博物館制度への移行

文化財保護法と博物館法制定当初の不整合を継承し独立行政法人国立科学博物館法、独立行政法人国立美術館法、独立行政法人国立文化財機構法で設置される国立館が博物館法による博物館の定義から除外されてきている現状は、実態に合わず、登録施設と非登録施設の格差も顕在化している。これまでの法律・政令等の改正は登録博物館制度の抜本的な見直しになっていない。また、小規模博物館の運営改善と学芸員の水準向上のための支援を含むためには、イギリスの事例を参照しつつ、博物館の制度や運営の実態に精通した第三者的な協会等を実施主体とした、一級認証博物館と二級認証博物館から成る認証制度への移行が望まれる。

(2) 学芸員資格制度の改革及び研究者としての学芸員の社会的認知の向上

学芸員の専門能力の養成・向上という課題の解決に向けて、学部学生向けの学芸員養成課程を維持しつつ、大学院生向けの養成課程・講座の設置及びリカレント教育等、学芸員のスキルアップを図る制度の拡充が望ましい。そのために、学部卒により取得できる「二種学芸員」と、修士課程修了を要件とする「一種学芸員」の二種類からなる新たな学芸員制度を提案する。

(3) 博物館の運営改善と機能強化

ICOM 京都大会（2019 年）において大会決議として採択された「文化的ハブ」としての博物館の機能強化の促進や「アジア地域の ICOM コミュニティへの融合」の実現、さらには自然災害からの文化財保護のための国際的ネットワーク構築、博物館が行政や地方社会と協働する仕組みの導入のために、文化庁が文化省（仮称）に拡充改編され、機能強化されることが望ましい。

4 提言等の内容

(1) 登録博物館制度から認証博物館制度への転換

現状との乖離が著しい登録博物館制度から、日本の博物館全体の機能強化とレベルアップのための新しい認証博物館制度への転換を提言する。

(2) 認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置

認証博物館を一級、二級に区分した新たな認証博物館制度を構築する。

(3) 学芸員制度の改正による学芸員の区分の設定

「一種学芸員」と「二種学芸員」に区分した新たな学芸員資格の導入。

(4) 学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

学芸員による業務から離れた自由な研究活動の意義も認め、独創的な研究を可能にする研究環境の基盤整備を講ずるべきである。

(5) 文化省（仮称）の創設による博物館の運営改善と機能強化の実現

博物館の運営改善と機能強化を支援する国家的な文化政策を立てるためには、文化庁が文化省（仮称）に拡充改編されることが望ましい。

目 次

1	作成の背景	1
	(1) 提言「21世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」 の発出（平成29（2017）年7月）	1
	(2) 提言のフォローアップ	2
2	現状及び問題点	4
	(1) 平成29（2017）年以降の諸法律改正及び省庁の改編	4
	(2) 地方公共団体における博物館運営の地方独立行政法人化の加速	5
	(3) 登録制度と学芸員資格制度の改正、及び博物館の運営改善の必要性	6
3	来るべき博物館法の改正とその後の展望に向けて	9
	(1) 登録博物館制度と認証博物館制度について	9
	(2) 学芸員資格制度と研究者としての学芸員の社会的認知の向上	12
	(3) 博物館の運営改善と機能強化	16
4	提言	18
	<参考文献>	20
	<参考資料1> 審議経過	21
	<参考資料2> 共催シンポジウム開催	23
	<参考資料3> 欧米の博物館認定（認証）制度	24

1 作成の背景

博物館の設置・運営形態が多様化する中で、昭和 27（1952）年施行の博物館法¹に規定される登録博物館制度や学芸員資格等の運用の実状及び同法に内在する構造的な不備等はかねてから認識され、例えば、文部科学省下に設置された「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」の報告書『新しい時代の博物館制度の在り方について』（平成 19（2007）年 6 月）[1]や同会議の第 2 次報告書（報告）『学芸員養成の充実方策について』（平成 21（2009）年 2 月）[2]などで検討された。その検討のさなかに行なわれた、平成 20（2008）年の博物館法改正は、博物館関係者の大きな期待と関心を集めながらも、登録博物館制度や学芸員資格の在り方等については抜本的な改正には至らず今後への課題が残されたままである。

このため、本分科会は、第 23 期に登録博物館制度や学芸員資格の在り方の現状と課題を洗い出して検討した結果、平成 29（2017）年 7 月に（提言）「21 世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて」[3]を発出した（以下「2017 年提言」と略記する）。以下この 2017 年提言について簡潔に振り返っておこう。

（1） 提言「21 世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて」の発出（平成 29（2017）年 7 月）

2017 年提言の要旨は、以下の①、②である。

① 博物館法の改正による新たな登録制度への一本化

独立行政法人国立科学博物館法、独立行政法人国立美術館法、独立行政法人国立文化財機構法で設置される国立館（以下「国立館」とする）が我が国の博物館法において「博物館」でないのは、制度のゆがみに他ならない²。現行の登録制度を抜本的に見直す法律改正を行ない、現行法の登録博物館と博物館相当施設を合わせて「博物館」とする新たな包括的な登録制度を導入すべきである。

この新たな登録制度においては、現行の「博物館相当施設」は、国立館を含め、設置主体にかかわらず、登録申請資格を認められるものとすべきである。

そして、すべての博物館を「博物館」として一体的に扱う新博物館法のもとで、文化財保護法など関係法律間の整合性を図りつつ、国立館には、博物館全体の水準の維

¹ 1952 年に施行された博物館法をまず要約する。同法は、社会教育法の特別法であって、博物館（の一部）を社会教育機関として、博物館の機能を指導することを目的とする。その対象となるのは、公立博物館、私立博物館（社団法人、財団法人、宗教法人、日本赤十字社、日本放送協会＝NHK）である。同法の核をなすのが、①登録制度と②学芸員制度である。①は、博物館全体から法の目的にかなった館を審査登録（→都道府県教育委員会の事務）する。よって博物館法による館の区分けは、登録博物館と同法雑則第 29 条の「博物館に相当する施設」（博物館相当施設）だけである。ただし条文に「類似施設」の用語はないが、文部科学省の博物館園調査（社会教育調査など）では用いられる。そして、登録博物館には「私立博物館に対する支援措置」として税制上の優遇措置がある。②は、国家資格としての学芸員の根拠が同法にあることを示す。登録博物館の学芸員のみがその法的な根拠を有し、その法的位置づけは、社会教育機関の専門職員である。国立博物館（現独立行政法人国立文化財機構の国立館）はその設置根拠が文化財保護法にあった。さらに、文化財保護法の設置根拠から外れた今もなお、博物館法の博物館でなく、同法雑則第 29 条に指定される「博物館に相当する施設」と称されるにすぎない。我が国の最も重要な基幹博物館が国法の博物館法で定める博物館でないこと、またその専門職員が学芸員でないことは、法制上、ゆがんでいるとしかいえない。

² （提言）「21 世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて」（参考文献[3]、3-4 頁）を参照。

持向上に貢献すべく指導的な役割を果たせるような法的位置づけを与えるべきである。

②博物館の水準を向上させる新登録制度設計と研究機能の充実

新登録制度は、「博物館として必要な条件を備えた博物館の設置を振興する制度」とすることを理念とすべきである（「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」報告書[1]）。そして、多様な博物館の現状に鑑み、イギリスの認定制度も参考にし、国立館も含めた我が国のすべての博物館の自主的な運営改善を促し、博物館の水準の向上に資する制度設計となるようにすべきである。

また、博物館の水準の維持向上という文脈の中で、博物館法第4条を改正して学芸員の職務内容³を見直し、業務の調査研究の一環として、「人類文化の未来に貢献する独創的な研究」（2017年提言）にも従事して博物館を通じて地域の活性化に貢献できることとし、一定水準以上の研究能力が認められる博物館には、研究機関指定の基準を柔軟化するとともに、特に博物館の研究費予算措置などの対象となるようにすべきである。

(2) 提言のフォローアップ

本分科会は、2017年提言の発出後には、そのフォローアップに努めてきた。具体的には、本分科会が公益財団法人日本博物館協会と共催して、シンポジウム「これからの博物館の在るべき姿～博物館法をはじめとする関連法等の改正に向けて～」（平成30（2018）年1月20日）を開催し、文部科学省博物館法所掌課職員、各美術館館長・学芸員、博物館に係わる一般企業や出版社、大学教員や学生、新聞社ほかメディアの記者ら約100名の参加を得た。当該分科会委員3名（会員1名、連携会員2名）による報告を通じて提言内容を広く周知するとともに、日本博物館協会側の登壇者3名の報告とを合わせて、総合討論を行ない、今後取るべき博物館法改正へ向けての課題について議論を深め、改正提言への意思表示を行なった⁴。次いで、日本博物館協会主催、東京文化財研究所、全日本博物館学会及び日本ミュージアム・マネジメント学会、日本展示学会の共催によるシンポジウム「これからの博物館制度の在るべき姿～博物館法見直しの方向性をさぐる～」（平成31（2019）年3月2日）では、当該分科会委員2名（会員1名、連携会員1名）が報告し、自然系博物館や水族館・動物園をも含め、博物館をより広範な視点から捉え、現行の博物館法の見直しを進めるための議論を深めた⁵。

今期は、日本学術会議外の協会機関や博物館関係者と連携して、発出した2017年提言のフォローアップをしつつ、期待が寄せられる、登録博物館制度に関する「具体的な

³ 同法第4条第4項で、学芸員の職務は、「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」と定められている。

⁴ 栗原祐司[4]、小佐野重利[5]を参照。同プログラムについては、本提言末尾の＜参考資料2＞を参照。

⁵ 岩城卓二・高木博志編[6]は、第三章「学芸員の現在と未来」第二節（84-86頁）で、2017年提言に言及するとともに、シンポジウム「これからの博物館制度の在るべき姿～博物館法見直しの方向性をさぐる～」（平成31（2019）年3月2日）における報告1「提言「21世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて」から考える今後の博物館制度の検討課題」の内容、とくに提言では博物館登録制度とあわせて、学芸員養成課程や学芸員資格制度の見直しとその方法手順まで踏み込めていないという報告者の反省、さらに分科会においての今後のあるべき博物館制度へ向けての検討にも詳しく言及して、①学芸員養成課程を学部カリキュラムから大学院カリキュラムへ格上げすること、②学芸員資格制度を見直し、学芸員を研究者として認知することへの期待を述べている。

改正案」を示し、また学芸員が「人類文化の未来に貢献する独創的な研究」をすることが可能となるための制度設計を検討してきた。

平成 30（2018）年度社会教育調査（2020 年 3 月 23 日更新公開）の統計によると、登録博物館は 914 館、博物館相当施設は 372 館、博物館類似施設は 4,452 館である。脚注 1 に記したように、博物館法には、博物館相当施設に関して第 29 条で「博物館に相当する施設」とあるから、社会教育調査集計にしたがうと同法の「指定」を受けていると解釈してよい。一方、博物館類似施設については、同法に条項もなければ言及もないことには留意すべきである。また、上記の 3 種別博物館施設の総数のピークは、平成 20（2008）年度の社会教育調査集計によれば、登録博物館（907 館）、相当施設（341 館）、類似施設（4,527 館）で総数は 5,775 館であった。その後は、微減傾向にあることを確認しておこう。

2 現状及び問題点

(1) 平成 29（2017）年以降の諸法律改正及び省庁の改編

2017 年提言の発出以後に、諸法律の改正や、文部科学省と文化庁の組織改編などが行なわれている。具体的には、平成 29（2017）年の文化芸術振興基本法の改正により文化芸術基本法に改称された同法の下で、博物館の社会的役割はより重要なものと位置づけられ、第 26 条「美術館・博物館・図書館等の充実」では「国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする」と述べられている⁶。

平成 30（2018）年の文化財保護法の改正⁷はこうした流れを受け、文化財の保存と活用の在り方を再整理した。この再整理において、政府は文化財を観光資源ととらえ、積極的な文化財の活用を博物館・美術館に求めてきた。特に 4 館の国立博物館が所属する独立行政法人国立文化財機構に対しては、平成 29（2017）年 12 月 8 日の文化審議会の「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」に盛り込まれた「文化財の保存と活用は、互いに効果を及ぼしあい、文化財の継承につながるべきもので、単純な二項対立ではない」という基本的な理念のもと、「文化財の公開・活用にかかるセンター的機能の整備」を行なうよう、同答申（19 頁）において以下のような指針を示した。

文化財の保存と活用を両立させるために、文化財所有者・管理団体、美術館・博物館などの関係機関等からの相談を一元的に受ける国の窓口・センターが不可欠である。特に、学芸員や保存科学等の専門家が全国的に十分に配置されていない状況においては、文化財の活用に当たり必要不可欠である文化財の取扱いや保存修理等の知識、技能、文化財の保存科学等について、専門職員が、一元的に相談できる機能があることが期待される。また、まとまって観ることのない国宝・重要文化財について、鑑賞機会の少ない地域や海外での展覧促進、地域の企画に対する助言や共同実施、文化財のアーカイブ化等を通じて、国内外の人々が我が国の文化財に接する機会を拡大するような役割・機能を果たすことが期待される。このため、海外の例も参考に、調査研究

⁶ 例えば文化庁ホームページ掲載「文化芸術基本法」中の新旧対照表

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/pdf/kihonho_taishohyo.pdf を参照。

⁷ 2019 年 4 月 1 日に施行された「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」は、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進を要点とするものであり、都道府県による「文化財保存活用大綱」の策定や、市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」の文化庁長官による認定等が制度化され、これとともに従来教育委員会の所管とされてきた地方公共団体における文化財保護事務を、地方公共団体の長（首長）が担当できることになった。<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/1402097.html> を参照。

また、2017 年 8 月に日本学術会議第一部史学委員会「文化財の保護と活用に関する分科会」から発出された提言「持続的な文化財保護のために―特に埋蔵文化財における喫緊の課題―」では、文化財保護法改正に関連する内容として、埋蔵文化財保護のための行政・住民双方の人材育成や、全国の文化財関係機関に大量に保管されている測量データ・写真・実測図等の適切な保存と確実な継承のあり方や公開等が盛り込まれている。

<http://www.sci.go.jp/ia/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t248-4.pdf> を参照。

及び展示等の企画、保存・修理、財務、作品履歴等に関する専門的な見地から機動的に相談に対応できる機能の整備について検討する必要がある。

これを受け、平成 30（2018）年 7 月、日本の文化財公開・活用のナショナルセンターとして、独立行政法人国立文化財機構本部に文化財活用センターが発足した。文化財活用センターは、文化財の保存と活用の両立に留意しつつ、民間企業等と連携して文化財の新たな活用方法を開発するとともに、国内外の博物館・美術館等に関する支援を強化することにより、多くの人々が日本の貴重な文化財に触れる機会を提供することに努めている。具体的には、国立文化財機構が所有する文化財の複製の貸し出し、文化財複製を用いた教育プログラムの提供、国立文化財機構の各施設で公開してきた文化財にかかわる情報のデジタル資源やデータベースの統合的運用、複製とデジタルコンテンツを用いた文化財の新たな鑑賞体験の提案及びこれらコンテンツの貸し出し、国立文化財機構の各施設が収蔵する文化財、図書資料等の貸与促進事業にかかる窓口の提供、ミュージアムにおける文化財の保存環境に関する相談窓口の提供などを行なっている。

一方、博物館の基本的な在り方を規定する博物館法については、平成 20（2008）年の改正において課題として残された登録博物館制度や学芸員資格の在り方等が、依然として課題のままに残されている。

しかし、文化芸術基本法を踏まえた文部科学省設置法の改正により、平成 30（2018）年 10 月から文部科学省と文化庁の組織改編が行なわれた。その結果、文部科学省内業務のうち博物館（すなわち博物館法の所掌をふくむ）及び芸術教育が文化庁（具体的には新設の企画調整課）に移管された。こうして、文化庁内で文化財保護法と博物館法の整合性を図り、文化芸術基本法のもとで両法の一元化の実現に向けて改正ができる素地が生まれた。

(2) 地方公共団体における博物館運営の地方独立行政法人化の動き

平成 25（2013）年の「地方独立行政法人施行令」の改定により、「博物館、美術館、植物園、動物園または水族館」が「公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと」（地方独立行政法人法第 21 条第 5 号）の中に含まれた。2017 年提言ではこのことにより、従来は登録博物館であったものが、地方独立行政法人に移行すれば、登録への意欲が減退すると指摘した。これらの館の多くは、日本の博物館全体において収蔵資料の数量、設備及び館員の規模から重要な博物館・美術館であり、これらの館が博物館法によって位置づけられる登録博物館から外れる事態は同法に内在する構造的な不備を拡大する恐れがある。

実際に大きな政令指定都市で、地方独立行政法人化の動きが始まった。平成 31（2019）年 4 月 1 日に「地方独立行政法人大阪市博物館機構」（以下、「法人」という）が設立され、同法人の下で、大阪市立美術館、大阪市立自然史博物館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪市立科学館及び大阪歴史博物館の 5 館が令和 3（2021）年度に開館予定の大阪中之島美術館を加えて、一体的に運営されることになった。この事例のように、地方公

共同体における博物館運営をめぐっては、これまで以上に地方独立行政法人化が加速されることが予想される。

(3) 登録制度と学芸員資格制度の改正、及び博物館の運営改善の必要性

先の 2017 年提言に盛り込んだ①博物館法の改正による新たな登録制度への一本化及び②博物館の水準を向上させる新登録制度設計と研究機能の充実は、本件を所掌する文化庁をはじめ、依然改正・改善へ向けて動き出していない。

本分科会はこの動向を見据えて、来るべき改正博物館法に盛り込むべき事項を再検討して提言するため、現状と課題を整理しておこう。

第 1 に、登録制度については、独立行政法人の国立館が博物館法による博物館の定義から除外されているために、独立行政法人国立文化財機構が設置する国立博物館及び独立行政法人国立美術館が設置する国立美術館、そして独立行政法人国立科学博物館などが、博物館法では「博物館相当施設」ととどまるという法制度上のゆがみがあることを確認している。このため、従来の登録制度の抜本的見直しは急務である。次章で詳しく論じるが、欧米諸外国の例を検討した結果、登録制度の改正でなく、まったく新しい認証制度の導入が望ましいと結論する。

第 2 に、学芸員資格制度は、おもに文化庁（以前は、文部科学省）への届出によって大学が設置する学芸員養成課程で支えられている。文部科学省の「博物館法施行規則の一部を改正する省令」（平成 21（2009）年）によって、平成 24（2012）年度から学芸員資格要件に関わる科目の種類や単位数が増加された（以前の 7 科目 12 単位から 9 科目 19 単位）。2017 年提言では、担当教員の確保等が困難なため、学芸員資格関連の授業を開講する大学数が減少しているとしたが、実際には微増している⁸。大学に進学する 18 歳人口の減少等を勘案するに、この微増は、安易にポジティブに評価できるものではない⁹。というのは、2017 年提言でも言及した「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」第 2 次報告書『学芸員養成の充実方策について』（平成 21（2009）年 2 月）[2]によると、「学芸員資格取得者数と実際の博物館における採用者数に大きな懸隔」があり「毎年 1 万人程度の学芸員資格が付与されるものの、学部卒で博物館に就職している者は 1 % に満たない」状況にあっては、実際には資格保有者数だけを増加させ、そこで身につけた素養を博物館に職を得ることで実務経験を通じて実質化できる機会が得られない者を増加させることが危惧されるからだ。

第 3 に、博物館の運営改善の必要性はかねてから議論の俎上に載せられてきた。我が国では、戦後の高度経済成長期に公私立博物館・美術館及び博物館相当の文化施設が雨後の筍のように次々に誕生した。公立館について言えば、戦後の「箱モノ」行政の一環と言ってよく、将来に立ちはだかる人事、予算、運営の問題を十分に見据えた建設事業

⁸ 平成 30 年に学部で学芸員養成課程を設置している大学は 304 校（平成 25 年は 300 校）（2018 年 12 月 25 日開催の分科会での一橋大学小泉順也准教授の報告より）。また、小泉順也[7]、432 頁。

⁹ 大学（特に私立大学）が学生募集を目的に在学生の就職のためのキャリア養成の一環として、学芸員養成課程を新たに設置した可能性が考えられる。

であったとは言い難い。実際に、公立館の多くが人事（学芸員の削減または教員等で充当）、予算（事業費とくに特別展経費等の圧縮）、運営（首長または教育委員会所轄から指定管理者制度¹⁰の導入）の面で窮迫するに至った。その結果、予算や人員の削減にはじまり、挙句は休館や廃館にしたりするなど、まるで博物館を厄介者扱いにする事例もあり、設置者の責任が問われるべき事態が起こっている¹¹。また公立美術館を例にとるならば館長の雇用形態は、非常勤・嘱託・兼任の割合が過半数を占め、その出自は行政職 56.1%、小中高・大学教員 26.1%、博物館管理職・研究員 17.8%と、現場出身者の採用が非常に少ない現状も無視できない¹²。博物館の経営改善を図り高度化を進めるためには、学芸員としての勤務実績のある常勤職の館長の採用を増加させることも検討に値する課題だろう。

こうした状況を前にして、2017 年提言で引用したとおり、文部科学省告示「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 23（2011）年 12 月 20 日文部科学省告示第 165 号）は¹³、第 4 条で、「博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする」とし、また、同条 4 項に、「その点検及び評価の結果並びに運営改善の措置を、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする」として、これまでの運営と事業の水準を担保し向上させるように博物館に自助努力を促している。

ところが、博物館相当施設の独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人国立美術館の国立館や独立行政法人国立科学博物館などを別にとすると、公立の登録博物館で同告示第 4 条に即して、財務諸表等の公開に始まり、各年度の事業計画やその他の運営について、自己点検及び評価を余すところなく公表している館は極めて少ない。以上の状況から、本分科会は、前期 23 期と今期 24 期に、公開されている財務諸表に基づき国立館

¹⁰ 2011 年 6 月の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI 法）の改正により、「公共施設等運営権」という権利が新たに創設され、コンセッション方式（公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業）を実施するための法制度が整備された。同法での公共施設等は、「公共施設等の管理者等が所有権を有する公共施設等（利用料金を徴収するものに限る。）」とされ、第 2 条に列举された公共施設等のなかに教育文化施設が含まれるため、博物館においても、従来の指定管理者制度のほかに、民間事業者コンセッション方式で運営権のみを設定することができるようになった。https://www8.cao.go.jp/pfi/concession/concession_index.html

¹¹ 平成 28 年度博物館園数統計（『博物館研究』第 53 巻第 4 号、2018 年、13 頁）によると、登録博物館、相当施設及びその他類似施設を含む博物館園（博物館及び水族館、動物園、植物園など）で閉館が 30 館、博物館法の登録要件のうち公開しない等、施設として適正を欠く除外館は 11 館あった。閉館の理由は詳らかでないが、施設建替え計画等で一時閉館した館のほか、施設の老朽化や維持費捻出が困難で閉館にした館もあるであろう。（参照：【2015/1/25】特別講座「美術館は静かにどこへ向かうのか」第 1 回「美術館の閉館は誰の問題なのか？」ゲスト講師：楠見清、美学校：東京都千代田区神田神保町 2-20 第二富士ビル 3F、https://bigakko.jp/opn_lctr/museum/01 及び同講演資料（閉館した美術館・美術展示施設リスト pdf、https://bigakko.jp/wp_test_universe/wp-content/uploads/0d7fb2c2506f256e6db69af4d3074cf1.pdf）

¹² 『これからの公立美術館のあり方についての調査・研究報告書』2009 年、財団法人地域創造、14 頁。
http://www.jafra.or.jp/j/library/investigation/museum19-20/data/jafra_museum200903.pdf

¹³ www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/1282457.htm を参照。

に限って運営の現状を調査し検討した。その検討結果に基づくと¹⁴、日本の国立館の運営交付金交付額は漸進的に減少傾向にあることが判明した。財務諸表を点検した結果、独立行政法人化以降、厳しくなる財政状況のもとで国立館は収益源を開拓してきたことが確認できたが、新たに開拓した収益源からの総額は決して十分ではなく、これ以上の収益源の多様化は限界にある。

¹⁴ 参照：小津稚加子 2019「財務から考える美術館・博物館の現状と課題」、『博物館研究』、9・12 頁[8]；小津稚加子 2019「博物館の経営①：国立の博物館」、稲村哲也・佐々木亨編『博物館経営論』（放送大学教育振興会）、73-90 頁[9]。

3 来るべき博物館法改正とその後の展望

現在、文化庁では博物館法の改正も視野に入れた登録博物館制度の在り方に関する検討を始めている。令和元（2019）年 11 月には文化審議会に博物館部会が新たに設置され、同部会は博物館振興に関する調査審議を行なっている。本分科会としては、来るべき博物館法の改正に盛り込むべき項目を検討した。そして、令和元（2019）年 9 月の国際博物館会議（ICOM）京都大会において高まりを見せた「文化的ハブ」としての博物館の機能強化の機運のなかで、人類の持続可能な文化へ寄与すべき日本の使命が明確になったのを受け、改正後をも展望する。

(1) 登録博物館制度から認証博物館制度への移行

登録博物館制度は、昭和 26（1951）年の博物館法制定以来、博物館登録に必要な統一的要件を示すことにより、日本における博物館制度の普及を促進しその水準を保証してきた点で、国際的に見ても高く評価されるべき歴史的な役割を果たしてきた。しかし、発足から 70 年近くが経過し、その制度が日本における博物館の実情に合わない課題を抱えていることも確かである。ここではこうした課題解決のための方策について検討する。

その第 1 点が、博物館の設置主体の制限に関するものである。博物館法第 1 章総則第 2 条で博物館法上の「博物館」が定義されているが、そこで言及される「設置主体」からは独立行政法人が除外されている。さらに、同法第 2 章「登録」では、博物館の登録要件の審査と原簿への登録は都道府県または政令指定都市の教育委員会の所掌とされ、文化庁が所管し独立行政法人が設置主体となる国立館を登録対象とすることは前提となっていない¹⁵。このことは、博物館法制定の前年の昭和 25（1950）年に文化財保護法が制定され、国立博物館は文化財保護委員会（現文化庁）の附属施設と位置づけられたことを淵源とする。このため国及び独立行政法人の博物館・美術館は博物館法の対象とできない。この法制度上の不整合から、国立博物館及び国立美術館（現独立行政法人立）は「登録博物館」ではなく「博物館相当施設」または「博物館類似施設」の扱いを受けるという現状が生じている。国立館が文化財保護法による規定から外れた現在もこの状況に変化はなく、博物館法が実態に合っていない。

登録施設と非登録施設との格差の問題も顕在化している。例えば、1 館当たりの専任学芸員の配置状況は、登録施設では 2.8 人、相当施設では 1.8 人、類似施設では 0.24 人である¹⁶。

さらに近年、登録制度に関わる問題は益々大きくなっている。私立博物館は、社会教育施設であるため、当該博物館が所在する都道府県または政令指定都市の教育委員会に登録申請をして、認められた場合には、その専門的、技術的の指導又は助言をうける。

¹⁵ 2019 年 6 月の地方分権一括法案閣議決定（6 月 7 日交付）で、博物館法第 19 条〔所管〕も修正され、公立博物館は当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管のほか、地方公共団体の長の所管に属することになった。
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html> を参照。

¹⁶ 平成 23 年度社会教育調査より。

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/kekka/k_detail/1334547.htm を参照。

一方、博物館法第 29 条での「博物館に相当する施設」である国立館は、現状では、設置主体の問題から依然として登録することはできない。また、「博物館類似施設」は、当該施設の所在する都道府県または政令指定都市の教育委員会に登録申請して認められなかったか、申請していないかのどちらかの施設である。そして「博物館類似施設」は博物館法には一切言及がなく同法の埒外にある。

以上がこれまでの経緯と現状である。法と現実の乖離が著しいこのような状況に対してこれまで、登録博物館制度は見直しが必要である、との提言がされてきた。例えば、既に平成 19（2007）年には、登録博物館制度の改正点は、設置主体の制限の撤廃、及び博物館・相当施設・類似施設とする区分の撤廃にあり、「全ての設置形態の博物館に登録申請を行う資格を与えるべき」¹⁷とされてきた。

もしも博物館法における設置主体の制限を撤廃し、登録申請先（博物館法第 10 条）に国または担当省庁である文化庁を加え、国立館に関する章を追加するなどの措置を行えば、現状では「博物館に相当する施設」でしかない国立館も、「博物館」として登録することができる。また、前述の「全ての設置形態の博物館に登録申請を行う資格を与えるべき」という「これからの博物館制度の在り方に関する検討協力者会議」報告書の課題については、設置主体の制限の撤廃をさらに徹底して登録申請の資格を広げ、現行の登録要件を実態に合わせて変更することなどで解決を促すことができる。しかし、このような博物館法の登録制度の一部改正にとどまった場合、こうして登録申請の機会が広がった多様な設置形態の博物館に対してその運営状況の改善を促すには不十分である。

なぜなら、現行の登録博物館制度の課題の第 2 点として、現在の登録博物館制度が抱える、以下のような問題点の解決には至らないからである。その問題点とは、(1) 現行の登録要件が博物館資料、学芸員その他の職員、建物及び土地の有無、1 年を通じて 150 日以上開館することといった外形的基準に留まり、分野ごとの専門性や実務経験に基づいて博物館としての実質的な活動の質や量などに踏み込んだものではないこと、(2) 登録審査が各都道府県または政令指定都市の教育委員会で個別に行われているため、専門性やノウハウの維持・確保が困難であること、(3) 登録後の質保証や指導・コンサルティングなどのフォローアップの機会が設けられていないなどの点が挙げられる¹⁸。さらに登録制度の一部改正に学芸員の水準および社会的ステータスの向上のための支援の仕組みを盛り込むことは困難である。

したがって、5700 余館を誇る日本の博物館・美術館全体の機能強化と水準の維持向上のためには、登録申請資格の拡大とともに、従来の博物館法に根拠を置く登録制度の枠組は保持しつつも、現状に見合った実質的改善が図られるよう、博物館・美術館行政全体を見渡し、博物館の運営活動評価とレベルアップのための支援の仕組み、また学芸員の専門的能力の向上方策とその支援を組み込み、これまでの外形的な「登録」から「認

¹⁷ 「これからの博物館制度の在り方に関する検討協力者会議」報告書『新しい時代の博物館制度の在り方について』平成 19 年、10 頁[1]。

¹⁸ 同上、7 頁。

証」による質の保証および向上に重点を移した新しい認証制度へ転換することが必要である。このためには、第一に博物館法の第2条で、すべての設置形態の博物館に、たとえば、「日本の博物館 The Japanese Museum」の名称付与への申請を促し¹⁹、そのうえで、現行の登録博物館制度を認証博物館制度に改称、移行させることを提言する²⁰。審査の主体を、現行の教育委員会から全国的な統一性と専門性を担保した第三者機関に移行し、そこが認証及び登録原簿の管理も行うとともに、定期的なフォローアップも行う。認証博物館を一級、二級に区分し、その認証基準を策定し、同時に学芸員にも一種、二種を設け、二種から一種へのキャリアアップには、実務経験の評価や、リカレント研修あるいはインターンシップの履修証明等によって評価・認定するとともに、そのキャリアアップを支援するきめ細かな仕組みを組み入れる必要がある。

この抜本的な制度改革には、登録博物館となっている館の現状の運営や学芸員の職務に不利益が生じないように、移行措置も講ずる。つまり、現行の登録博物館は、認証申請をしなければ、移行措置として、二級認証博物館に自動的になる、とする。申請すれば、一級認証博物館となることもできること、とする。

国立科学博物館、国立文化財機構が設置する4国立博物館、及び国立美術館機構が設置する5国立美術館等あるいはそれに準ずる館などといった一部のモデルとなる博物館については、「高い基準」を示し他館を指導牽引することを期待する。同時に、新しい認証制度で「最低基準」を設定し、それにより全国津々浦々の博物館と学芸員の全体の底上げと水準の向上を図る。

その新しい認証基準の設定、審査プロセスの徹底、認証の有効期限・更新制度の導入、認証されるメリットの付加などの制度設計のためには、欧米の博物館認証制度が参考となる²¹。その制度については、本提言の〈参考資料3〉に採録しているので、適宜参照されたい。同資料では、イギリスとアメリカ合衆国の博物館認定（認証）制度について詳しく説明する。なかでも、大英博物館等だけでなく、経営規模が小さくボランティアを中心に運営されている小規模博物館をも視野に入れ、①運営、②コレクション、③来館者の3点における「最低基準（baseline quality standard）」を認定の基本とし、イングランド芸術会議によって任命されたボランティアの専門家達から構成される審

¹⁹ 「日本の博物館 Japanese Museum」の名称（ラベル）付与は、フランス政府の Appellation « Musée de France »（2002年1月4日の法律制定）に倣う。<https://www.culture.gouv.fr/Aides-demarches/Protections-labels-et-appellations/Appellation-Musee-de-France>

日本の全博物館の設置形態を勘案すると、フランスでは文化財を所有する博物館となっているところを、文化財等の博物館資料もしくは資料に関する二次資料や情報を所有し、その保存・公開・普及を行うあらゆる設置形態の博物館とすることを提案する。この名称（ロゴ）付与の仕組みの導入は、本提言では希望にとどめ、特別に扱っていないが、文化財と博物館の観光振興政策にも寄与することが期待できる。

²⁰ イギリスにおいても、1988年発足の博物館登録制度（The Museum Registration scheme）から、スキームを維持しつつ目的をよりよく反映させるため、博物館認定（認証）制度（The Museum Accreditation scheme）への改称を2004年に実施していることが参考となる。<https://www.artscouncil.org.uk/accreditation-scheme/about-accreditation#section-2>

²¹ 参照：日本博物館協会編『博物館の評価機関等に関するモデル調査研究報告書』平成20年；博物館基準研究会編『博物館基準に関する基礎研究 イギリスにおける博物館登録制度』1999年；日本学術会議 史学委員会 博物館・美術館等の組織運営に関する分科会（提言）「21世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて」（平成29（2017）年7月20日）、11・12頁[3]

査委員会が認定作業を行うとともに、認定した博物館の質保証の維持のため、定期的な再認定を行う制度が仕組みとしてもっともよく出来ていると判断できる。

以上から、日本が最も参考とすべきはイギリスの博物館認定（認証）制度である。なお認証は5年毎に更新される。アメリカの博物館認定（認証）基準制度では助言的な博物館診断も行なわれる。各種団体から寄付金を受ける際の税制の恩恵と連邦博物館図書館サービス機構からの補助等を受けることができる。このような恩恵の付与も重要な観点である。

登録博物館制度から認証博物館制度への転換を図るためには、以下のような措置が必要となる。まず、その前提として、第三者機関による認証を受けるすべての博物館が満たさなければならない共通の認証基準を設ける。これとともに、今後博物館運営における恒常的な質の向上を図れるような制度設計とするため、国立館や都道府県及び政令指定都市レベル等の指導的立場にある基幹博物館が満たすべき、モデルとなるような高度な特別な認証基準を設けることが求められる。前者の認証基準を満たす博物館を「二級認証博物館」、後者の認証基準を満たす博物館を「一級認証博物館」とする。これらの認証基準をどのようなものにするかについては今後早急にしかるべき会議体で検討し、策定していく必要がある。「二級認証博物館」が満たすべき共通基準の策定に当たっては、例えば公益財団法人日本博物館協会が平成29（2017）年に提案した改定基準案が参考となるだろう²²。

また日本における認証博物館制度の実施主体としては、日本の博物館の歴史と制度と運営に精通する者を構成員とする第三者機関を新たに設置して行うべきである²³。国家が直接に係わる方式でない方が現実的である²⁴。

（2）学芸員資格制度の高度化及び研究者としての学芸員の社会的認知の向上

こうした認証制度の構築による博物館の運営や活動の質的な向上を図る上でこれと連動するきわめて重要な課題が、博物館を現場で支える学芸員の専門的能力をいかにして養成し高めていくかという点である。まず、留意すべきは、学芸員資格は国家資格のうちの「任用資格」であるため、脚注1で言及したように、国家資格としての学芸員の根拠は博物館法にあって、登録博物館の学芸員のみがその法的な根拠を有し、その法的位置づけは、社会教育機関の専門職員である。したがって、大学等で学芸員養成科目を履修していても、あるいは学芸員の試験認定に合格していても、博物館相当施設または博物館類似施設に勤務する限りは正規の学芸員になれないという国家資格上の「不平等」があることである。学芸員資格制度の見直しに際しては、こうした正規に国家資格の学

²² 「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書（2017年3月、公益財団法人日本博物館協会）、28-30頁。

²³ 「諸外国の博物館政策に関する調査研究報告書」（平成26（2014）年、日本博物館協会）

www.mext.go.jp/.../afieldfile/2014/10/10/1350085_01.pdf

によれば、海外で博物館（関連）法に登録あるいは認証制度のある国のうち、認定者が半官協会であるのはイギリス、協会複数であるのはフランス、国であるのは韓国、地方政府であるのは中国である。

²⁴ なお、アーカイブにおいては、平成30年に「アーキビスト職務規準書」を設定した国立公文書館が、それを権威のある基礎資料として、アーキビスト認証制度の具体的な認証準備を始めている。国立公文書館アーキビスト認証準備委員会ウェブサイト（<http://www.archives.go.jp/about/report/ninsyou.html>）を参照。

芸員になれない専門職員の向上意欲を高めるためにも、たとえば、博物館法に、「日本の博物館」の名称付与に申請した現行の登録博物館、博物館相当施設および類似施設に勤務する専門職員で、学芸員養成科目を履修しているか、または学芸員の試験認定に合格しているすべての専門職員を学芸員と認定する条項を加えることを期待する。

2017 年提言で言及しているとおり、「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」報告書『新しい時代の博物館制度の在り方について』（平成 19（2007）年 6 月）[1]などで、学芸員養成課程における高度化と実務経験の充実を図るために、大学院における専門教育の必要性が指摘されていたにもかかわらず、「博物館法施行規則の一部を改正する省令」（平成 21（2009）年）でも実現に至っていない。

現在、大学院において学芸員養成課程を開講しているのは、一橋大学大学院言語文化研究科のみである²⁵。一橋大学（大学院）では、平成 15（2003）年度に最初の資格取得者を出してから、平成 29（2017）年度までの 15 年間に 100 人弱の大学院生が学芸員資格を取得、その就職状況（平成 30（2018）年 9 月時点）は、博物館・文書館に 10 人、文学館・科学館・財団・大学に 7 人と、取得者の 17%が専門職に就いている。

もちろんこれは一例にすぎず、学部で資格を取得し大学院で専門教育を受けた事例との比較分析が求められることは確かだが、大学院のみにおける学芸員養成課程の設置は、学部におけるそれより就職率が高く、かつ高度な専門性が担保され、博物館における実務水準の向上にもつながる可能性が高いことを予想させる数字であり検討に値する。その一方で、学部における学芸員養成課程は、実際に学芸員として就職する者はごく限られてはいるものの、平成 31（2019）年 4 月現在で 304 大学に設置されており、大学で取得可能で履歴書に記入できる数少ない資格を取得でき、設置大学の学生募集や在学生にとってキャリア支援の一環としての一定の機能を果たしている面もある。また大学院課程を設置できる大学は限られることから、全国で約 5700 館に及ぶ全博物館に必要な学芸員を供給することは不可能である。さらに博物館・美術館等で非常勤職員として雇用される際も、博物館学や学芸活動の基礎的知識が必要とされることも多い。ゆえに、学部生向けの養成課程は維持しつつ、大学院生向けの養成課程や講座を設置するのが望ましい。

また、すでに博物館等で働く学芸員の研修やリカレント教育を大学や国立の博物館等で実施しているが、学芸員のスキルアップを図る制度のさらなる拡充が必要である²⁶。その理由として、以下の点が挙げられる。第一に、現行の学芸員資格は 9 科目 19 単位で取得できるが、平成 23（2011）年度までは 8 科目 11 単位、平成 8（1996）年度までは現行の約 2 分の 1 に相当する 5 科目 10 単位で資格を取得できた。その後学芸員として最低限必要な知識量は増え、当該分野の研究の蓄積による内容の深化も進行中である。

²⁵ 平成 30 年度第 2 回（24 期第 4 回）博物館・美術館等の組織運営に関する分科会での報告「一橋大学における大学院生を対象にした学芸員資格取得プログラムの実施経験と今後の展望」（一橋大学大学院言語社会研究科准教授 小泉順也）、及びその刊行、小泉順也[7]を参照。

²⁶ 例えば北海道大学院文学研究院は、平成 30 年度文化庁の大学における文化芸術推進事業として「北海道大学学芸員リカレント教育プログラム」（令和 2 年度まで継続）を立ち上げている。『学藝リカプロ Report 1』（国立大学法人北海道大学発行、2019 年 3 月 20 日）など参照。

第二に、生涯学習推進の拠点として博物館に期待される新たな役割を充実させるため、インターネットを通じて多様な情報を発信できるスキルが学芸員にはますます求められるようになってきている。第三に、文化財活用による観光立国や地方創生といった新たな国家的戦略の担い手として博物館の機能強化が求められている中で、文化財の未来への継承を責務とする学芸員には新しい知識と能力が必要とされる事態が生じている。これらの社会的要請に的確に応えるためには、学芸員はその知識とスキルをアップデートする必要がある。しかし多忙な学芸員が本来の職務を遂行しながら学びなおしの機会を得るには、現状ではプログラムの絶対数が不十分である。

このような現状を踏まえ課題を解決するための有効な方策の一つとして、以下を提案する。現行では一種類しかない学芸員資格を、専門的職員として勤務するための基本となるミニマム・スタンダードを身につけるために学部卒などで取得できる「二種学芸員」と、さらに高度な専門的知識及び技能を獲得できるよう、特に課程認定を受けたカリキュラムを提供する修士課程の修了を要件とする「一種学芸員」の二種類に分ける。後者については明確に研究者として位置づけ、研究機関指定を受けた博物館では研究者番号を与えることができるようにする。なお現行の学芸員資格を保有する者を「二種学芸員」とした上で、実務経験・リカレント研修・インターンシップ等によって「一種学芸員」として認定されるような移行措置を行なう。学芸員養成課程の質の向上のためには、単に個々の科目を担当するだけでなく、課程全体の教育の計画と実施、さらに質の向上に責任を持つことのできる博物館学の専任教員を配置することを義務づけることが求められる。また、「一種学芸員」を養成する大学院課程のカリキュラムでは、日本の博物館の現状と課題に対応する高度な専門性を培うことが必須となることは言うまでもない。

すなわち、これまでの日本の学芸員の多くが実質的にレジストラ（コレクション・マネージャー）の仕事が主務となり、キュレーション、保存、教育の仕事が人により軽重はあれ副務として付随する形で業務をこなしてきた事実があることから、収蔵品や作品の貸借に関わる登録・管理業務（レジストレーション）、その他学術的及び学芸業務の情報管理についての教育を強化し全修了生が知識や技能を共有する必要がある。このほか、保存や教育の専門性を高めるカリキュラムも大学院課程には必須となる。博物館活動の高度化を実現するためには、博物館法第4条に定めるすべての職務を各々の学芸員が担当するのではなく、専門分化によりチームで担当することがどうしても必要となる。したがってこのカリキュラムによる教育や現場での実務経験に応じて、「一種学芸員」については、より専門性を重視した「調査」「保存」「教育」といった下位区分を設けることも考えられる。このような大学院レベルのカリキュラムに基づく人材育成を現実に機能させるためにも出口が必要であり、平成23(2011)年の「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」第13条3項に基づき、日本の博物館のモデルとなる「一級認証博物館」には「一種学芸員」を最低限1名配置することも認証基準とすることを提案したい。

また認証制度の基準の策定に当たっては、平成 23（2011）年の「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」との整合性を考慮しなければならないとしても、「博物館活動の基礎は研究であり、学芸員の研究者としての地位の向上やその意欲の向上を図る観点から、学芸員がより一層研究しやすい環境を整備する」（「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」第 2 次報告書『学芸員養成の充実方策について』平成 21（2009）年 2 月）という視点は外せない。とりわけ「一級認証博物館」として求められる条件として、より高度で充実した博物館としての活動を展開するために、その基盤をなす専門性の高い自由な研究活動を挙げることが不可欠であろう。もちろん、資料の収集・保管・展示、教育・普及といった活動や、当該の博物館で所有される資料を中心とする調査研究活動に重点が置かれることは当然ではあるが、自由な研究活動の意義も今後は認めていく必要がある。

ただし、日本の博物館の現状を考量するならば、そもそも各館の業務の総体に対して学芸員の数が十分でなく大多数の学芸員が疲弊していることも確かであり、その対象が何であれ研究活動を可能にするためには、十分な数の専門的な能力をそなえた学芸員を適切に配置して環境を整備することが何よりも優先して求められることは明らかである。そして、この研究成果を一般に還元することこそ、重要な市民への公共サービスに繋がるものと考ええる。

本分科会は研究者としての学芸員の社会的認知の向上を図るために、「学芸員の科学研究費補助金申請・採択の現状把握のためのアンケート調査」を実施した²⁷。調査期間は平成 31（2019）年度 3 月 2 日から 4 月 15 日であり、Web 上での公開と郵送法を併用した。対象者は日本国内の博物館・美術館等に勤務する学芸員・研究員である。総回答数は 86 である。質問項目数は、15 項目である。質問項目のうち核となるのは「学芸員から見た研究助成金の受給についての全般的な評価」に関する質問 10 項目であり、学芸員自らが自分の考えと事実を 7 点満点（当てはまらない＝1；どちらでもない（中立）＝4、最もよく当てはまる＝7）で評価し、問いに対して回答するという形式になっている。質問項目の例としては、次のものがある。研究助成金の受給によって、自分自身を研究者としてトレーニングすることができた、研究助成金の受給によって、研究成果を口頭報告することができた、研究助成金の受給によって、展覧会に研究成果を反映することができた、等である。

このような質問項目 10 項目に対して回答者から得られた点数を相関分析した結果、以下の項目間に強い関連性が存在することが確認できた。つまり、研究助成金の獲得によって、(a)安定して研究を継続できたことと、研究論文を公表できたこと、(b)専門的知識を習得できたことと、研究者としてレベルアップできたこと、さらには、(c)展覧会に研究成果を反映できたことと、展覧会の来館者へ還元できたことには、強い相関関係が

²⁷ 同アンケート調査の実施に当たり、公益財団法人日本博物館協会にはアンケート用紙を郵送した 104 館（研究機関指定を受けている博物館・美術館、各県・地方自治体の主な美術館、自然科学系博物館及び動物園・水族館を含む）に関する情報提供、同協会ホームページ及び『博物館研究』誌上での広報、またアンケート用紙データのダウンロード及び記入後のアップロードのために、東京大学情報基盤センターの協力を仰いだ。

あると学芸員は捉えたのである。このことは、ひとたび研究助成金を獲得しさえすれば学芸員は専門的知識の習得に留まらず、展覧会へ研究成果を反映させ、来館者へ新しい知見の還元成功できる（できた）と、彼ら自身が認識していることを示唆しているのである。美術館・博物館というフィールドに焦点を当てた調査にもとづくと、研究助成金の投入効果が美術館・博物館入館者（幅広い世代、来訪者）に広がっている可能性があり、極めて重要である。

しかしながら、調査で得られた学芸員の実感とは裏腹に、「研究者としての学芸員」の社会的な位置づけは不安定であると指摘せざるを得ない。例えば、研究者に対して与えられている研究者番号は研究機関指定を受けた機関²⁸に限定され、ほとんどの学芸員には競争的資金（科学研究費補助金）に応募する機会さえ与えられていない。現行の制度設計では、専門的知識の更新が制約され、結果、社会への還元も限定されてしまう。我が国の文化資本の有意義な活用を妨げる要因となっていると危惧する。一定水準以上の研究能力及び研究実績が認められる博物館には、研究機関指定の基準、特に博物館の研究費予算措置などの基準の柔軟化を進めることによって、研究活動を支えるための外部競争的資金の獲得や安定的な研究基盤の確立を図ることも必要となる。

(3) 博物館の運営改善と機能強化

博物館等における文化財・学術標本の保存と活用と共に、現在社会が直面する課題は地球環境問題、情報、AIや原子力などの科学技術のコントロール、自然災害・人為的災害、戦争やテロ、人権問題など数多くある。それらと向き合い、人類が進むべき道を探るため、マテリアルの提供と議論・実践の場として、博物館の存在意義はますます大きくなっている。これからの博物館は、地域の拠点として、あるいは国際的ネットワークのハブ機関としての位置づけを明確にし、それに応じた制度設計と法整備を実現すべきである。今後は、先進的な取り組みをモデルとし、我が国の博物館全般にわたる総合力の強化を、明確な方向性をもって推進していくことが強く求められる。「博物館力」の向上にとって重要な課題は、インフラの整備、経済的なバックグラウンドの確立である²⁹。

令和元（2019）年9月に120の国と地域から過去最多となる4,590名が参加した国際博物館会議（ICOM）京都大会で、大会決議として日本から提案した「Commitment to the Concept of 'Museum as Cultural Hubs」（『Museums as Cultural Hubs』の理念の徹底）」が採択された。大会を機に、「文化的ハブ」としての博物館の機能強化の機運が国内外で高まり、我が国特有の文化の形成と継承の在り方が人類の持続可能な文化に大きく寄与する使命が明確になりつつある。日本が提案し、採択されたもう一つの大会決議は「The Integration of Asia into the ICOM Community（アジア地域のICOM

²⁸ 研究機関の指定を受けているのは、約5700館のうち48館を数えるに過ぎない。

²⁹ 参照：稲村哲也 2019「新たな時代の博物館」、稲村哲也編『博物館概論』（放送大学教育振興会）、269-308頁[10]；本田光子 2019「文化財保護と博物館資料保存の役割」、稲村哲也・本田光子編『博物館資料保存論』（放送大学教育振興会）、265-282頁[11]。

コミュニティへの融合)」である。融合に向けての第一歩は、アジア地域の博物館のコレクション及び世界各地のアジア美術コレクションのデータ情報を共通管理・運営できるような情報システム基盤の構築であろう。

また、平成 23（2011）年の東北地方太平洋沖地震と津波災害、及び原発事故災害を経験した日本は、被災した文化財などの迅速な救出と修復および保存管理の経験を活かして、自然災害から文化財を保護するために、国立文化財機構をひとつの核として「文化財防災ネットワーク推進事業」を展開しているが、今後はさらにその機能的強化を図り、日本全体として国際的なネットワーク構築のために活動すべきである。

こうした国際的な使命を果たすとともに、とくに予算面で行き詰まっている多くの博物館に対して、運営改善策を講じるためにも、近い将来に文化庁が文化省（仮称）に拡充改編され、政策及び予算の面で機能強化を図ることが望ましい。中央集権国家フランスでは、文化芸術は文化（・コミュニケーション）省（Ministère de la culture [et de la communication]）が、イタリアでは文化財・文化活動・観光省（Ministero per i beni e le attività culturali e per il turismo）が所掌する。また、両国を含めた主要国などは、国家予算に占める文化予算（フランスは 0.88%、ドイツは 0.49%、韓国 1.05%）も我が国（一般会計予算の 0.11%）よりはるかに大きく³⁰、国家的な政策を中心に文化行政が展開している。我が国は、文化行政の地方分権化が十分な検討がなされずに推し進められて来たために、国全体として文化芸術政策を俯瞰するのが困難な状況になってきている³¹。社会教育施設である博物館の運営は、とくに特別展の実施に当たって新聞社・メディア・企業の共催あるいは協賛による支援が大きかった。しかし、今後の運営には、博物館と政府／地方行政と（地域）社会が協働して国民のための社会教育の振興に向けた計画の策定が行なわれ、博物館や文化財の価値評価が適正に下せる新しい仕組みの導入が望ましい。

³⁰ 文化庁委託事業「諸外国における文化政策等の比較調査研究事業」（受託者：株式会社シー・ディー・アイ）の報告書（2018 年 3 月公開）を参照。https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/r1393024_04.pdfを参照。また、イタリア文化財・文化活動・観光省の 2019 年度予算は 30 億ユーロ（約 3600 億円）で、同年の日本の文化庁予算（1042 億円）の 3 倍以上である。

³¹ 文化行政が都道府県をはじめ地方公共団体に委譲・分権化されることは、文化行政の地方格差を生み、一部地方地域では博物館の廃館や休館、地域の文化財の保護管理力の低下を誘発する恐れがある。国家主導の文化行政の緻密な体制づくりが必須であろう。

4 提言

海外の博物館と博物館行政の動向を参照した結果、文化財保護法を柱として博物館に関する規定をそれに盛り込み、一元化した法律を制定している国が多い。将来的には、文化庁主導による、文化芸術基本法のもとで文化財保護法と博物館法を一元化した新法の制定が望ましい。将来その新法を策定するうえでも、博物館の運営改善及び機能強化のために、博物館法内での整合性を取り、我が国において顕在化してきた諸問題の解決に有効な博物館法の改正が必要である。

(1) 登録博物館制度から認証博物館制度への転換

現状との乖離が著しい登録博物館制度から日本の博物館全体の機能強化とレベルアップのための新しい認証博物館制度への転換を提言する。認証博物館を一級、二級に区分し、その認証基準を策定する（図1）。

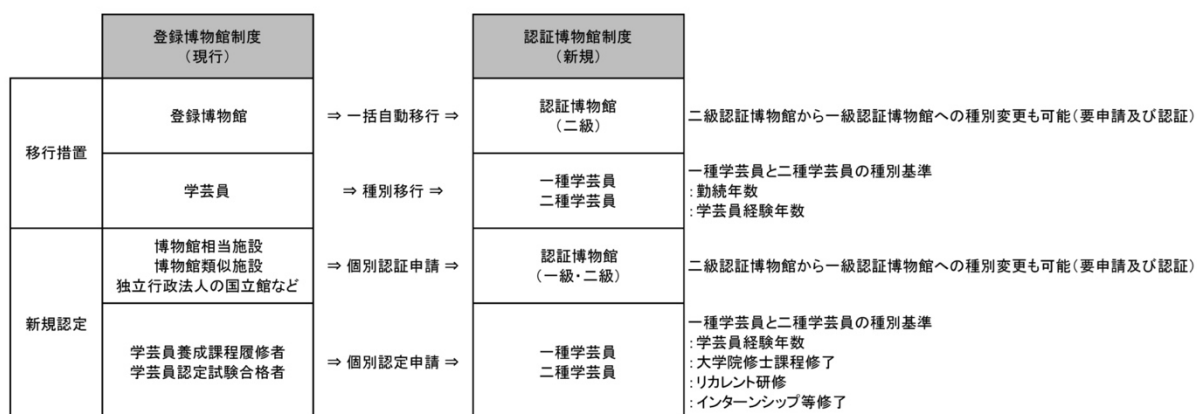


図1 登録博物館制度(現行)から認証博物館制度(新規)への移行及び新規申請に伴う学芸員の区分

(2) 認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置

新しい認証基準の設定、審査プロセスの徹底、認証の有効期限・更新制度の導入、認証されるメリットの付加などの制度設計が必要である。イギリスに倣い小規模博物館を視野に入れ最低基準 (basic standard) を認証の基本とする。またアメリカにおけるような経済的恩恵の付与も重要である。認証博物館制度の実施主体としては、博物館の制度や運営の実態に精通した第三者機関が相応しい。

(3) 学芸員制度の改正による学芸員の区分の設定

学芸員資格を、専門的職員としての基本を身につけるために学部卒で取得できる「二種学芸員」と、さらに高度な専門的知識及び技能を獲得できるよう修士課程修了等を要件とする「一種学芸員」の二種類に分ける。新たに「二種学芸員」になった者は、実務経験・リカレント研修・インターンシップ等によって「一種学芸員」として認定される。

なお現行の学芸員資格を保有する者は、勤続年数や学芸員経験年数等を基準に「一種学芸員」または「二種学芸員」となる（図1）。

(4) 学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

人類文化の未来に貢献するため、学芸員による業務から離れた自由な研究活動の意義も認め、独創的な研究を可能にする予算措置・研究費獲得の仕組みや、十分な人員を適切に配置するなど研究環境の基盤整備を講ずるべきである。

(5) 文化省（仮称）の創設による博物館の運営改善と機能強化の実現

世界博物館会議（ICOM）京都大会において、『文化的ハブ』としてのミュージアムの機能強化の機運が国内外で高まり、我が国特有の文化とその伝統が人類の持続可能な文化に大きく寄与する使命が明確になった。その使命を十全に果たすことができるインフラストラクチャーを構築するためには、近い将来に文化庁が文化省（仮称）に拡充改編され、博物館の運営改善と機能強化を支援する国家的な文化政策を立てることが必要である。

＜参考文献＞

- [1] 「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」報告書『新しい時代の博物館制度の在り方について』(平成 19 年6月)
- [2] 「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」第2次報告書『学芸員養成の充実方策について』(平成 21 年2月)
- [3] 日本学術会議 史学委員会 博物館・美術館等の組織運営に関する分科会(提言)「21 世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて」(平成 29(2017)年7月 20 日)
- [4] 栗原祐司 2018「シンポジウム「これからの博物館の在るべき姿～博物館法をはじめとする関連法等の改正に向けて～」を開催、今秋、博物館行政は文化庁に一元化」、『新美術新聞』(2018 年2月1日の2面)
- [5] 小佐野重利 2018「[巻頭エッセイ]グローバル時代だからこそ、現行の博物館制度と学芸員について考えてみる」、『博物館研究』第 53 号第4巻(2018 年4月)、4-5 頁
- [6] 岩城卓二・高木博志編 2020『博物館と文化財の危機』(人文書院)
- [7] 小泉順也 2018「一橋大学大学院における学芸員養成—言語社会研究科の取り組みの課題と可能性—」、『言語社会』第 13 号(一橋大学大学院言語社会研究科 2018 年度紀要)、439(20)-423(36)頁
- [8] 小津稚加子 2019「財務から考える美術館・博物館の現状と課題」、『博物館研究』第 54 号第1巻(2019 年1月)、9-12 頁
- [9] 小津稚加子 2019「博物館の経営①:国立の博物館」、稲村哲也・佐々木亨編『博物館経営論』(放送大学教育振興会)、73-90 頁
- [10] 稲村哲也 2019「新たな時代の博物館」、稲村哲也編『博物館概論』(放送大学教育振興会)、269-308 頁
- [11] 本田光子 2019「文化財保護と博物館資料保存の役割」、稲村哲也・本田光子編『博物館資料保存論』(放送大学教育振興会)、265-282 頁

＜参考資料１＞ 審議経過

平成 29（2017）年

- 7 月 1 日 第 23 期美術館・博物館等の組織運営に関する分科会（第 8 回）
 - ・ 第 24 期本分科会の活動方針等について
- 12 月 2 日 第 24 期美術館・博物館等の組織運営に関する分科会（第 1 回）
 - ・ 日本博物館協会との共催シンポジウム「博物館をはじめとする関連法等の改正に向けて」について
 - ・ 役員の選出、特任連携委員の承認

平成 30（2018）年

- 3 月 30 日 第 24 期美術館・博物館等の組織運営に関する分科会（第 2 回）
 - ・ 提言に関する今後のアクションについて
 - ・ 美術館・博物館へのアンケートについて
 - ・ 美術館・博物館の財務諸表研究の継続について
- 7 月 27 日 第 24 期美術館・博物館等の組織運営に関する分科会（第 3 回）
 - ・ 報告「国立文化財機構の経営分析」
 - ・ 科学研究費等の申請・採択に関するアンケート調査について
- 12 月 25 日 第 24 期美術館・博物館等の組織運営に関する分科会（第 4 回）
 - ・ 報告「一橋大学大学院における学芸員資格取得プログラム」
 - ・ 報告「文化財活用センターについて」
 - ・ 科学研究費等の申請・採択に関するアンケート調査について（最終）

令和元（2019）年

- 8 月 1 日 第 24 期美術館・博物館等の組織運営に関する分科会（第 5 回）
 - ・ 報告「科学研究費の申請・採択に関するアンケート調査について」
 - ・ 新しい提言の内容について
 - ・ 同提言作成のためのワーキンググループの設置について
- 12 月 27 日 第 24 期美術館・博物館等の組織運営に関する分科会（第 6 回）
 - ・ ICOM 京都大会の報告
 - ・ 提言作成WGからの提言案「来るべき博物館法の改正とその後の展望に向けて」（仮称）の集中検討

令和2（2020）年

3月27日 第24期美術館・博物館等の組織運営に関する分科会（第7回）

- ・査読中の提言の発出とフォローアップについて
- ・次年度の分科会活動について

○月○日 日本学術会議幹事会（第○回）

提言「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」について承認

＜参考資料２＞ 共催シンポジウム開催

「これからの博物館の在るべき姿～博物館法をはじめとする関連法等の改正に向けて～」

主催：日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会、公益財団法人日本博物館協会

日時：平成 30（2018）年 1 月 20 日（土） 13 時 00 分～17 時 00 分

会場：独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所地下セミナー室

[プログラム]

開会あいさつ

銭谷 眞美（日本博物館協会会長、東京国立博物館館長）

趣旨説明

井上 洋一（日本学術会議連携会員、東京国立博物館副館長）

報告 1

小佐野 重利（日本学術会議会員、東京大学大学院教育学研究科特任教授）

「提言の発出に至るまでの経緯と今後の課題」

報告 2

芳賀 満（日本学術会議連携会員、東北大学高度教養教育・学生支援機構教授）

「提言「21 世紀の博物館・美術館のあるべき姿——博物館法の改正へ向けて」の内容と今後の課題」

＜休息＞

報告 3

山西 良平（日本博物館協会「博物館登録制度の在り方に関する調査研究委員会」主査、西宮市貝類館顧問）

「博物館登録制度の在り方に関する調査研究報告書から見えるもの」

報告 4

栗原 裕司（同「博物館登録制度の在り方に関する調査研究委員会」委員、京都国立博物館副館長）

「平成 20 年の博物館法改正後の展開と今後の展望」

＜休憩＞

総合討論

司会 半田 昌之（日本博物館協会専務理事）

報告者 4 名

矢島 國雄（同「博物館登録制度の在り方に関する調査研究委員会」委員、明治大学文学部教授）

栗田 秀法（名古屋大学大学院人文学研究科教授）

＜参考資料 3＞欧米の博物館認定（認証）制度

イギリスでは、博物館の質保証の制度として、1988 年から文化・メディア・スポーツ省が全額運営費を補助する博物館・図書館・文書館委員会（Museums, Libraries and Archives Council）によって国家による博物館登録制度（Museum Registration Scheme）あるいは 2004 年以降はより目的に沿うように名称変更されて博物館美術館認定（認証）制度（Accreditation Scheme for Museums and Galleries in the United Kingdom）が行なわれている。なお、芸術の振興をつかさどる非政府部門公共機構（non-departmental public body）で 1946 年に設立されたグレート・ブリテン芸術会議（Arts Council of Great Britain）は、1994 年にはそれぞれイングランド（Arts Council of England）、スコットランド（Scottish Arts Council）、ウェールズ（Arts Council of Wales）の芸術会議に分割されたが、2002 年にはイングランド芸術会議（Arts Council England）のもとに統括された。一方、上記の博物館・図書館・文書館委員会は、政府系公共機構の縮減政策の一環として 2012 年に消滅したが、それに先立つ 2011 年には、その博物館・図書館に係わる権能はイングランド芸術会議へと、公文書館に係わる権能は国立公文書館へと、委譲された。したがって、現在ではこのイングランド芸術会議¹が博物館認定制度をつかさどっている。また認定基準も 2011 年に改定された。

認定を申請できる博物館の基礎資格は以下である。イギリスの博物館協会（Museums Association）の 1998 年の博物館の定義「博物館で人々は新知見、学習、娯楽のためにコレクションを探究することができる。博物館は社会のために、受託している人工物や自然物を収集し、保管し、利用できるようにしている組織である。」に合致すること。長期間にわたりコレクションを保持していること。公式の組織であること。2 年間の会計帳簿を有すること。法的、倫理的、安全管理、平等・均等、環境、計画の諸点の要求を満たすこと。来館者の便益に叶う計画を進める意図を有すること。

一方で、常置コレクションがない考古学遺跡、歴史的建造物、生物を展示する動物園・水族館・植物園等、短期の展示場、図書館、公文書館、インターネットでしかコレクションにアクセスできない施設、配当を配る団体、以上のような組織等は申請する資格がない。

学校や図書館等の他の公共施設と異なり博物館は多様性に特徴があることを踏まえ、大英博物館等だけでなく経営規模が小さくボランティアを中心に運営されている小規模博物館をも視野に入れ、①運営、②コレクション、③来館者の 3 点において、「最低基準（baseline quality standard）」を認定の基本とする。つまり、①においては、目的、経営主体、運営方法、将来計画、コレクションと建物等の長期占有、財政基盤、十分な数の経験を有する構成員、専門家の知見へのアクセスとその方針・決定への反映、防災体制、環境への配慮、②においては、コレクションに対する責任体制、収集方針、記録方針、保存管理方針、記録計画、保存管理計画、記録手続、安全管理に係わる専門家からの評価、③においては、来館者対応方針、来館者の体験、学習体験等において適切であることを認定の基準とする。

審査委員会は、イングランド芸術会議によって任命された 15 名ほどのボランティアの専門家達から構成される。審査の結果、「完全認定 (full Accreditation)」、「暫定認定 (provisional Accreditation)」、「認定延期 (deferred decision pending further information)」、閉館、資格喪失、被災、他館との統合、基準に満たない、撤退などによる「認定取消し (removal from the scheme)」、「故意の非遵守による排除 (Exclude due to deliberate non-compliance)」のいずれかと決定される。2016 年 11 月の時点では、完全認定 1561 館 (90.7%)、暫定認定 160 館 (9.3%)、総計 1721 館 (100%) であり (前年 2015 年 11 月時点の 1726 館 (うち完全認定が 1576 館) より減少)、排除は 3 館である。

質の保証を維持するために、約 2～3 年の間隔で、定期的に再審査 (Accreditation return) が行なわれる。なお、2015 年 11 月から 2016 年 11 月の間の再審査を受けた博物館の 69.8%が完全認定を受けた。

こういった認定は、社会の福利のためにコレクションを管理し公的支援金を正しく管理する組織としての博物館の信頼を高め、また倫理的基盤、専門職としての基盤を全ての博物館において確かなものとするのである。そして認定は、Performance (業績評価、目標達成、改良の基準の獲得)、Profile (館内における自信と館外における信頼の獲得、博物館に対する広範な認知と理解の獲得)、People (来館者の期待や興味への対応、館員の能力開発への寄与)、Partnership (業務点検を通じた館内あるいは他組織との協働の促進)、Planning (業務や施策の定型化の将来計画策定への貢献)、Patronage (公的認定の取得による公的・私的支援の増加、博物館へのパトロンからの信用度の向上) の 6 つの P において、大きな恩恵があるとされている。

多様な博物館を共通の「最低基準」によって評価するこの認定制度により、下から 25% ほどの博物館の底上げに寄与したと評価されている。また財源不足ゆえのコレクション売却への異議等により、博物館とその所蔵品を、政治家や行政官から守る役目も果たす。

一方、アメリカでは 1906 年にアメリカ博物館協会(AAM: American Association of Museums)が発足した。それが、博物館関係者だけでなく、地域ボランティア、実業家、愛好者などの多様なステークホルダーとの包括的な協働を目的として、2012 年にアメリカ博物館同盟(AAM: American Alliance of Museums)へと改組された²。博物館認定制度³は、旧アメリカ博物館協会時代の 1971 年から始まり、現在はこのアメリカ博物館同盟の認定委員会(American Alliance of Museums Accreditation Commission)が実施しており、同時に助言的な博物館診断も行なわれている。

しかし、2017 年現在で認定されている博物館は 1056 館、暫定認定されている博物館は 5 館で、総計 1061 館である。アメリカの博物館総数は 17,500 館と推計されているので、認定・暫定認定の博物館は全体の 6 パーセントほどと僅かである。これは認定に多額の経費と労力を要し、全て自己負担であることによる⁴。

それでも認定を受けるのは、とりわけ、①信用性と責任能力、②明確な目的意識の涵養、③営業レバレッジと経営支援、④継続性ある堅固な組織、の 4 点において有利となるからである⁵。つまり、①投資機関や寄贈者に対する信用性が向上する、②構成員の業務に対

する意識が高まる、③地域社会や州政府に対するロビーイングにおいて有用なツールとなる、他館との貸与や巡回展において有利となる、資金繰りへの支援に係わる営業レバレッジとなる、④持続性に富む組織となる、アートに係わる保険においてリスクが低いと判断される、等々の利点がある。

¹ イングランド芸術会議ウェブサイト <http://www.artscouncil.org.uk> (2017年2月10日閲覧) を参照。特に認定(認証)制度については <http://www.artscouncil.org.uk/supporting-museums/accreditation-scheme-0> (2017年2月10日閲覧) を参照。

² AAM ウェブサイト <http://aam-us.org>、特に <http://aam-us.org/alliance/why-the-change> (2017年2月10日閲覧) を参照。

³ AAM ウェブサイト <http://www.aam-us.org/resources/assessment-programs/accreditation> (2017年2月10日閲覧) を参照。

⁴ AAM ウェブサイト <http://www.aam-us.org/resources/assessment-programs/accreditation/cost> (2017年2月10日閲覧) を参照。

⁵ AAM ウェブサイト <http://www.aam-us.org/resources/assessment-programs/accreditation/benefits> (2017年2月10日閲覧) を参照。

提言等の提出チェックシート

このチェックシートは、日本学術会議において意思の表出（提言・報告・回答、以下「提言等」という）の査読を円滑に行い、提言等（案）の作成者、査読者、事務局等の労力を最終的に軽減するためのものです¹。

提言等（案）の作成者は提出の際に以下の項目を1～11をチェックし、さらに英文タイトル（必須）、英文アブストラクト（任意）、SDGs との関連の有無（任意）を記載し、提言等（案）に添えて査読時に提出してください。

記入者（委員会等名・氏名）：博物館・美術館等の組織運営に関する分科会・小佐野重利

和文タイトル 来るべき博物館法の改正とその後の展望に向けて

英文タイトル（ネイティブ・チェックを受けてください）

Toward the upcoming revision of the Museum Law and its prospects thereafter

	項目	チェック
1. 表題	表題と内容は一致している。	① はい 2. いいえ
2. 論理展開 1	どのような現状があり、何が問題であるかが十分に記述されている。	① はい 2. いいえ
3. 論理展開 2	特に提言については、政策等への実現に向けて、具体的な行政等の担当部局を想定していますか（例：文部科学省研究振興局等）。	① 部局名：文化庁 企画調整課、文化審議会博物館部会等 2. いいえ
4. 読みやすさ 1	本文は 20 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）以内である。※図表を含む	① はい 2. いいえ
5. 読みやすさ 2	専門家でなくとも、十分理解できる内容であり、文章としてよく練られている。	① はい 2. いいえ
6. 要旨	要旨は、要旨のみでも独立した文章として読めるものであり 2 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）以内である。	① はい 2. いいえ
7. エビデンス	記述・主張を裏付けるデータ、出典、参考文献をすべて掲載した。	① はい 2. いいえ
8. 適切な引用	いわゆる「コピペ」（出典を示さないで引用を行うこと）や、	① はい

¹ 参考：日本学術会議会長メッセージ、「提言等の円滑な審議のために」（2014 年 5 月 30 日）。
<http://www.scj.go.jp/ja/head/pdf/1>

	内容をゆがめた引用等を行わず、適切な引用を行った。	2. いいえ
9. 既出の提言等との関係	日本学術会議の既出の関連提言等を踏まえ、議論を展開している。	① はい 2. いいえ
10. 利益誘導	利益誘導と誤解されることのない内容である。	① はい 2. いいえ
11. 委員会等の趣旨整合	委員会・分科会の設置趣旨と整合している。	① はい 2. いいえ

※9で「はい」を記入した場合、その提言等のタイトルと発出委員会・年月日、既出の提言等との関係、相違点等について概要をお書きください

本提言は、史学委員会 博物館・美術館等の組織運営に関する分科会が、平成 29 年（2017 年）7 月 20 日に発出した提言「21 世紀の博物館・美術館のあるべき姿 ―博物館法の改正へ向けて」において検討し切れなかった喫緊の課題を再度調査し検討した成果である。具体的には前提言のフォローアップとして開催した公益財団法人日本博物館協会との共催シンポジウムにおける議論や、分科会が独自に実施した主要博物館等への「学芸員の科学研究費補助金申請・採択の現状把握のためのアンケート調査」の結果などを反映するとともに、文部科学省と文化庁の組織改編による博物館に関する所掌部署の改編、平成 29（2017）年に文化芸術基本法に改称された同法の改正内容や国際博物館会議 ICOM 京都大会（2019 年 9 月）で議論された決議など、博物館をめぐる国内外の最新の情報を踏まえた提言となっている。(1)従来の登録博物館制度から認証博物館制度への転換 (2) 認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置、(3) 学芸員制度の改正による学芸員の新区分(第一種、第二種)の設定、(4)学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計、が主な具体的な提言の内容である。2019 年 11 月に文化庁の諮問会議である文化審議会のなかに博物館部会が新設され、博物館振興に関する調査審議を開始した。したがって本提言は、文化庁および文化審議会博物館部会に向けて発出することを第一目標とする。同部会には本提言の作成に助言をくださった公営財団法人日本博物館協会専務理事のほか、共催シンポジウムの登壇者や博物館法改正に好意的な国立大学美術館教員も含まれていて、非公式の情報交換を行っている。よって、至って戦略的な提言である。

※チェック欄で「いいえ」を選択した場合、その理由があればお書きください

◎ SDGs（持続可能な開発目標）との関連（任意）

以下の 17 の目標のうち、提出する提言等（案）が関連するものに○をつけてください（複数可）。提言等公表後、学術会議 HP 上「SDGs と学術会議」コーナーで紹介します。

1. () 貧困をなくそう
2. () 飢餓をゼロに
3. () すべての人に保健と福祉を
4. () 質の高い教育をみんなに

5. () ジェンダー平等を実現しよう
6. () 安全な水とトイレを世界中に
7. () エネルギーをみんなに、そしてクリーンに () 働きがいも経済成長も
8. () 産業と技術革新の基盤をつくろう
9. () 人や国の不平等をなくそう
10. () 住み続けられるまちづくりを
11. () つくる責任つかう責任
12. () 気候変動に具体的な対策を
13. () 海の豊かさを守ろう
14. () 陸の豊かさを守ろう
15. () 平和と公正をすべての人に
16. () パートナリシップで目標を達成しよう

※「持続可能な開発目標（SDGs）」とは

2015年9月に国連総会が決議した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が掲げた目標。

詳細は国連広報センターHPをご覧ください。

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

提言等公表時のSDGs説明

この説明は、日本学術会議の意思の表出（提言・報告・回答、以下「提言等」という）を日本学術会議ホームページのSDGsコーナーで紹介し、多くの関係者の閲読を促進するためのものです。

提言提出時のチェックシートにおいてSDGsとの関連に記述した場合は、日本語紹介文と英文アブストラクトを記載し、提出してください。

記入者（委員会等名・氏名）：

和文タイトル _____

◎ SDGs（持続可能な開発目標）との関連

チェックシートで選択した項目に○をつけてください。

1. () 貧困 2. () 飢餓 3. () 健康 4. () 教育
5. () ジェンダー平等 6. () 安全な水 7. () エネルギー
8. () 経済成長 9. () 産業と技術革新 10. () 不平等
11. () まちづくり 12. () つくるつかう責任 13. () 気候変動
14. () 海の豊かさ 15. () 陸の豊かさ 16. () 平和と公正
17. () パートナリシップ

◎ 和文紹介文 200字以内

◎ 英文アブストラクト 150 words 以内

◎ キャッチフレーズ 20 字以内

◎ キーワード 5つ程度